（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第六条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項中「及び同条第十五項」を「、同条第十五項」に、「の整備」を「、同条第十六項に規定する第一種協定指定医療機関及び同条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関の整備」に改める。

（警察庁組織令の一部改正）

第七条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「第六条第十九項」を「第六条第二十一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の二、第二条第二号及び第五条第四号の改正規定　公布の日

二　第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の四各号の改正規定及び次項の規定　公布の日から起算して十日を経過した日

（罰則に関する経過措置）

2　前項第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号の九を第四号の十とし、第四号の八を第四号の九とし、第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八　三―アミノプロパン―一―オール及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノプロパン―一―オール一％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第七号中ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八号の二ただし書中「一〇％」を「一五％」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第四十八号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月二十六日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第二十一条）
第二章　業務（第二十二条―第七十四条）
第三章　監督（第七十五条―第八十二条）
第四章　雑則（第八十三条―第八十八条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、通貨建資産、特定信託受益権、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。